

スイス農業政策のEU対応

EFTAから農産品FTAまで

目次

はじめに

1 スイスの対外経済政策と農業

2 EFTAとFTA

(1) EFTAにおける農業の扱い

(2) FTAの動向

3 EEAおよびEC加盟の中止

4 EUとの二国間協定

(1) これまでの協定

(2) 新たな農産品FTA

5 今後の対EU関係

まとめと考察

〔要 旨〕

- 1 スイスは1960年、EECに対抗して設立されたEFTAに参加し、その後、90年代以降はEFTAを通じて諸外国とのFTAを締結してきた。ただし、日本との交渉開始が決定されたEPAはEFTAを介さない二国間交渉となる。92年、スイスはEFTAとECの連携によるEEA協定に調印し、ECへの加盟を申請した。しかし、国民投票によりEEA協定の批准は否決され、EC加盟も棚上げとなった。その後、スイスは欧州内での孤立を防ぐため、EUとの分野別二国間協定や、欧州法との互換性強化を打ち出した。
- 2 スイスの締結した各種貿易協定（EFTA、EUとの二国間協定（72年、99年、04年）、その他諸外国とのFTA）はいずれも、農産物を別扱いとしている。EUとの貿易が完全自由化されるチーズとFTAにおける肉類を除けば、これまでおおむね重要品目の譲許はなされていない。また多くの場合、農産加工品については、補助金と関税により原材料農産物の価格差を補てんする仕組みを持っている（ただし、WTO対応による廃止の可能性あり）。
- 3 スイスの農業条件は不利であり、生産者価格はEUの2倍程度である。しかし、昨年（06年）6月にEUとの予備的交渉の開始が決定された農産品FTAでは、これまで維持されてきたEUとの価格差が大幅に縮小する可能性がある。その影響は、国内農業における構造変化の加速、EUの市場や政策からの影響増大、農業の上流・下流部門の合理化、他の国・地域との貿易協定における譲許水準などに及ぶであろう。
- 4 スイスはEU加盟を選択肢として維持しながら、柔軟なEU対応を目指している。農業政策についてもEUへの適応が続くことは避けられないであろう。

はじめに

スイスは農業条件の不利な先進国であり、日本と共通点が多く、その農業政策はわが国でもしばしば紹介されている^(注1)。しかし農業と、スイスの対外経済政策の最も重要な柱である対EU政策との関係については、まとまった整理がされていないようである。EU、EEAのいずれにも属さない西欧の小国スイスにとって、EU対応は独自の大きな課題であり、潜在的には農業政策のあり方を左右する大きな影響力を有している。また、スイスがヨーロッパのなかで貿易自由化を進めながら、競争力の弱い農業を維持してきた経緯は、わが国にとっても参考となる。

そこで本稿では、スイスの農業政策と対EU政策の関係を論じる。第一に、EFTA設立以来のEC(EU)対応および諸外国とのFTAにおける、農業の扱いを整理する。そしてそれらを踏まえた上で、第二に、昨年(06年)EUとの協議開始が決定された農産品FTAの意義と、今後の農業政策とEUの関係について検討する。

なお、本誌6月号掲載「スイス農業政策の対外適応と国内調整」(平澤[2007])では、スイスの農業・農業政策の概要、および政治経済システムの特徴について整理し、GATT/WTO等に対応した90年代以降の農政改革を取り上げているので、本稿とあわせて参照されたい。

(注1)平澤(2007)を参照。

1 スイスの対外経済政策と農業

スイスは小国であるため貿易への依存度が高く、自由貿易体制への参加は必須である。また、スイスはEFTA(2節を参照。以下同じ)には加盟しているものの、EEAやEUには非加盟(3節)であるため、独自の包括的な対外経済政策が必要である。そのため、対外経済政策の柱は、EUとの^(注2)二国間協定(4節)、WTOにおける多^(注3)国間交渉、EFTA・EU以外の国との^(注4)FTA(2節)、の3つである。

一方、スイスの農業条件は不利であり、農業の維持振興には高水準の農業保護が必要である。しかも、戦後の農業政策は、安全保障の観点から食料自給度の向上を目指していたため、貿易自由化を中心とする対外経済政策のなかでも、農産物については特別な取扱いがなされてきた。

また、対EU政策の選択肢のうち、EUへの加盟は、もし仮に実現すればスイス独自の農業政策がEU共通農業政策に置き換えられるため、農業にとって特別な意味をもつ。

(注2)原文のbilateralに多く用いられる訳語「二国間」をそのまま用いた。EUは国ではないので、正しくは「二者間」であろう。

(注3)平澤(2007)を参照。

(注4)連邦経済事務局Webサイトによる。なおそのほかに、隣国リヒテンシュタインとは関税同盟を結んでいる。

2 EFTAとFTA

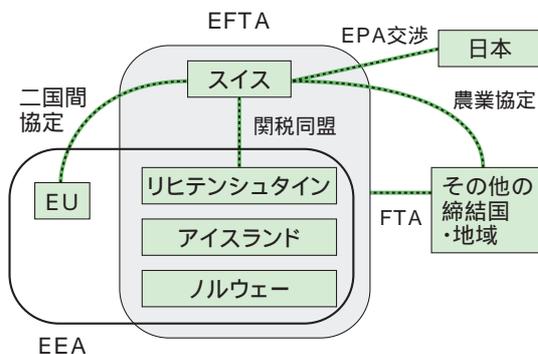
EFTAはEC対応の産物であり、また諸外国とのFTAの窓口でもある。

(1) EFTAにおける農業の扱い

欧州自由貿易地域(EFTA)は、1950年代に結成されたEECに対抗して、イギリスを中心とする7か国(スイスを含む)が60年に設立したものである。その後3か国が加盟、6か国が脱退(EC, EUに加盟)した結果、現在の加盟国はスイス、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインの4か国であり、いずれも高所得の小国である。

EFTAは域内の貿易障壁を撤廃した自由貿易地域である。当初のEFTA条約の対象品目はおもに工業製品(農産加工品を含む)であり、農産物については別途、加盟国間でそれぞれ二国間協定が締結された。農産加工品については、原材料農産物の価格差を補てんする仕組みがある。^(注5)その後01年のEFTA条約改正により、^(注6)対象は人と物の移

第1図 スイスと自由貿易協定相手国・地域の関係



資料 各種資料から筆者作成

動、知的所有権、サービス、投資などに広がった。また、農産物もEFTA条約に統合された(EFTA [2003, p.5][2007, p.6])。スイスの農産物譲許品目は野菜や生きた馬などであり、チーズの無税枠を除き重要品目は含まれない。^(注7)こうした農業部門の取扱いは、以下にみる他の貿易協定でも基本的に踏襲されている。

EFTA加盟国間のまとまりは、域内の自由貿易等に限られた緩やかなものであり、関税同盟(域外に対する貿易規則の統一)、共通農業政策、さらには通貨統一、政治統合へと範囲を広げてきたEUとは性格が大きく異なる。

そのため、スイスにとっては、独自の農業政策や中立政策、半直接民主制といった仕組みを維持できる利点がある。

また、現在ではスイスを除くEFTA加盟3か国間の貿易はEEAによっているため、EFTA協定は実質的にこれら3か国とスイスの間の貿易に関する協定となっている(EFTA事務局Webサイト)。

(注5) 石井圭一氏(東北大学)の調査による。

(注6) EFTA加盟国とEUの間の協定(EEAおよびスイス-EU第1次二国間協定、いずれも後述)に沿って内容を現代化した(EFTA事務局Webサイト)。

(注7) 01年のファドウーツ条約におけるスイスの譲許表(Annex D, Table3)による。

(2) FTAの動向

EFTAは90年代から活発に諸外国と自由貿易協定(FTA)を締結している。冷戦終結以降、EUに追随して中東欧および地中海諸国とのFTA締結を進め、さらに00年以降はグローバル化する経済競争に対応し

て中南米，アジア，アフリカへと締結先を拡大してきた。現在の締結先は15か国・地域である（EFTA [2004, pp.1-3], EFTA [2007, p.12]）。

FTA本体はいずれも農産加工品を含み，農産物については，相手国とEFTA各国との間で別途二国間協定を締結している^(注8)（EFTA [2007, p.14]）。最近の例を確認すると，韓国，チリ，メキシコとの農業協定では，スイスからの譲許は，肉類（メキシコ以外），野菜，果物などが多く，重要品目のうち穀物，砂糖，乳製品（チーズ以外）などはおおむね譲許の対象から外されている^(注9)。また，ほとんどのFTAでは，農産加工品について，原材料農産物の価格差を補てんする仕組みがある（EFTA [2007, p.14]）。農産物と農産加工品に関するこうした対処方法は，EFTA条約（農産加工品）および旧EFTA条約におけるEFTA加盟国間の二国間農業協定と同じ形式である。

スイスはこれまでEFTA，EU以外に16か国・地域とFTAを締結している。そのほとんどがEFTAと相手国とのFTAであり，例外はフェロー諸島のみである（連邦経済事務局Webサイトによる）。

それに対して，今年（06年）1月19日に交渉開始が合意された日本との経済連携協定は，EFTAを通さないスイスと日本の二国間協定となる見込みである（同日付の経済産業省発表による）。また，スイスは06年にアメリカとの二国間協議も行ったが，当面交渉は困難との結論に達した（連邦経済省Webサイト）。

（注8）EFTAは共通の農業政策を持たないため（EFTA [2007, p.14]）。

（注9）清水徹朗（農中総研）の調査による。

3 EEAおよびEC加盟の中止

92年2月に欧州連合条約（マーストリヒト条約）が調印され，欧州統合の動きが一段と進んだ。EFTA諸国はこうした動きに対応するため，EC域内市場をEFTAまでもに創設することとなった。EEAの内容は，物，サービス，人，資本の自由な移動（4つの自由）を目指すものであり，農業政策などの統合を含まないため，双方に受け入れやすかった。

スイス連邦政府は92年5月2日，EEA設立協定に調印し，さらに同月20日，ECに加盟を申請した。EEA自体は自由貿易を中心とする緩やかな協定であるが，政府のEC加盟申請をみたスイス国民は，EEAとEC加盟を一連のものともみなし，警戒感を強めた（関根 [2001, 117頁]）。また，生

第1表 EU対応に関する年表

（年.月.日）

60.5	EFTA結成
72.7	EECとのFTA締結(工業品)
92.5.2	EEA協定調印
5.20	EC加盟申請
12	国民投票でEEA協定批准を否決
99.6	第1次二国間協定締結
01.3	国民投票でEU加盟交渉の早期開始を否決
04.10	第2次二国間協定締結
06.6.28	欧州2006報告
同日	農産物FTAの予備的協議の実施決定

資料 第1図に同じ

産コストの高いスイス農業にとって、ECの共通農業政策が定めるEC域内農産物価格への適応は大きな問題となる見込みであった。

結局、EEA協定の批准は同年（92年）12月6日、国民投票（この場合は議会決定に対する事後審査。リファレンダムと呼ばれる）により否決された。^(注10)このとき、批准に強く反対したのは独語圏の中間層、農村地域であり、また、独語圏と仏語圏でこれほど意見が分かれたのは異例のことであった。^(注11)森田 [2001, 22-23頁]。この結果を受けて、EC加盟は棚上げされた。さらに、01年3月4日の国民投票では、EU加盟の早期交渉開始を求めるイニシアチブ（国民による発議）が圧倒的多数により否決された。こうした否決の背景としては、武装中立や地域主権が損なわれるとの懸念（森田 [2001, 24頁]）や、経済が比較的好調で欧州内でも高所得国であるスイスの国民にとって、加盟の必要性を感じにくいことが挙げられよう。その後もスイスは今日に至るまでEUに未加盟（ただし加盟申請の撤回はしていない）であり、その結果、独自の農業政策を維持している。

この時期、スイス国内では90年代から、EU加盟に反対する右派の国民党が支持を伸ばし、03年の国民議会選挙では第一党となって連邦評議会（内閣に相当、7人で構成）の議席数を2つに増やした。^(注13)国民党はグローバル化、金融・経済自由化のしわ寄せを受けた層の支持を集めた。国民党の前身は農民小経営ブルジョア党であり、主な

支持層は自営業・農民、男性・中高年である（田口 [2001, 43-44頁]）。なお、現在、スイス農民連盟の会長は国民党の国民議会議員である（連邦議会Webサイト）。

92年の国民投票によりEEAに参加できなくなったスイスは、その直後から、欧州内での孤立を避けるため、次にみるECとの分野別二国間協定や、EC法など欧州法と国内法令の互換性強化^(注14)といった対策を打ち出した（関根 [2001, 119頁]）。現在も、EEAやEUへの非加盟による不利益を回避することは、スイスの一貫した方針である。農業政策においても、EUとの価格差縮小や、各種規制のハーモナイゼーションが重視されている。

（注10）その結果、EEAは、94年にスイスを除くEFTAおよびEU加盟国によって設立された。EEAに参加したEFTA加盟国のうちオーストリア、フィンランド、スウェーデンは翌95年にEFTAを脱退してEUに加盟した。

（注11）スイスは4つの公用語（独語63.7%、仏語19.2%、伊語7.6%、ロマンシュ語0.6%）を有し、独、仏、伊に隣接する地域では、これらの隣国と基本的には共通する言語がおもに用いられている。多数派の独語圏と第2位の仏語圏はしばしば意見が対立する。

（注12）中立政策への配慮から主な国際機関への加盟は冷戦の終結後となった。スイスのIMFおよび世界銀行への加入は92年、国連加盟は02年である。なお、92年5月17日の国民投票（リファレンダム）でIMFと世界銀行への加入が可決されたため、連邦政府はEC加盟も可能と判断して加盟申請を行った（森田 [2001, 22頁]）。

（注13）このときまで、主要4政党の議席数は1959年以来変化がなく、「魔法の法則」と呼ばれていた。

（注14）EEA加盟に向けて準備された一連の法律改正・制定案「ユーロ・レックス」のうち、一部を27本の法案「スイス・レックス」として立法化した。またすでに88年から、議会が欧州法との互換性を審査していた（関根 [2001, 115-121頁]）。現在、こうしたハーモナイゼーションは主に競

争力や市場アクセスといった経済的利益にかなう場合に行われている（CF [2006b], p.8 ）。

4 EUとの二国間協定

(1) これまでの協定

スイスとEUの自由貿易は、72年以降に締結された二国間協定に基づいている。

スイスは欧州経済共同体（EEC）と72年に自由貿易協定を締結した。これは同年にイギリスとデンマークがEFTAを脱退してECに加盟した際、EFTAに残った加盟各国がそれぞれEECと二国間協定を締結したうちの一つである（EFTA [2007, p.8]）。この協定は当時のEFTA協定本体と同様、工業製品を中心としており、農産加工品は含むが農産物は対象外である。また農産加工品については、原材料農産物の価格差を補てんする仕組みがある。

93年初めにスイスはEUに対し、72年の協定に加えて新たな分野別協定を提案した。これは、EEAに準じてEUとの自由貿易の範囲を拡大するものであった。その結果、まず99年に第1次二国間協定が締結された。対象となった7分野のうち農産物については、酪農製品、乾燥肉、野菜、果物などについて譲許（おもに関税割当）が行われ、特にスイスの主な輸出品目であるチーズの貿易については、07年6月1日より完全に自由化（関税・数量制限を撤廃）されることとなった（IO [2005a, pp.31-33]）。チーズ貿易の自由化は5年間をかけて段階的に進められており、^(注15)05年にはチーズの輸

出が前年比4.6%増加した（DFE & DFAE [2006a, p.1]）。なお、チーズ以外の重要品目は譲許されなかったものの、協定には農産物貿易の自由化をさらに進めるための「発展的条項」が盛り込まれた。

次に、再びスイスからの提案により、第1次協定で積み残しとなった課題についても交渉が行われ、その結果、04年には、第2次二国間協定が締結された。対象となった9分野のうち加工農産品^(注16)については（IO [2005b, pp.27-29]）、まず、EUとの原材料価格差を補てんする従来の仕組みが簡素化された。EU側は関税と輸出補助金を撤廃し、スイス側も小麦粉、粉乳、バター、植物油などについては相応の削減^(注17)、砂糖についてはおおむね撤廃に同意した。スイス側の保護措置存続により、EUとの原材料農産物の価格差（甜菜以外）は維持された。ただし、こうした措置は輸出補助金とみなされるため、2006年時点ではWTOに対応して2013年までに廃止が予想されている（他の国・地域との協定についても同様。CF [2006a, p.60]）。また、譲許対象の品目が拡充され、補助食品や薬用ハーブ製品など最近になって生産の増えた品目が追加された。非関税障壁の分野では、双方の各種規制（動物用医薬品、植物検疫、有機農業）と品質基準（果物、野菜）が同等と認められた。

（注15）農産物貿易協定書のAnnex 3による。

（注16）スイスの関心品目はチョコレート、ビスケット、スープ、ソース、パスタ、インスタントコーヒー等。

(注17) スイス国内産の原材料農産物に対する補填額を、国際価格との差額から、EU価格との差額に変更した。

(2) 新たな農産品FTA

そして現在、スイス政府はEUとの間で農業・食料部門のみを対象とするFTAを準備している。第1次二国間協定の農産物貿易協定にある発展的条項に基づき、農産物貿易の全般的な自由化を目指すものである(CF [2006b, p.66])。現時点で具体的な条件は明らかとなっていないが、このFTAの内容次第で、スイス農業のEUへの適応は待たなしの状況となる可能性がある。

事前検討の結果を伝える政府文書(DFE & DFAE [2006a])によると、農産物貿易の国境保護措置に今後一層の削減が予想されるなかで、最も重要かつ有望な貿易相手であるEUとの間における自由化を優先するというのが連邦政府の基本的な考え方である。また協定の対象には農業および川上・川下部門のフードチェーン全体を含めること、および関税と非関税障壁の両方を含めることが肝要としている。さらに、連邦政府は農業条件の似通った隣国オーストリアの例を挙げて、スイス産品について(注18)もEU内で需要を開拓できる可能性を示唆している。

それに対して、事前協議における国内利害関係者の姿勢は、経済団体、小売業および競争力の強い第2次食品加工業(チョコレート、パスタ、クッキーなど)は肯定的なのに対して、競争力の弱い第1次食品加工

業(製粉、精肉、チーズなど)および川上産業の姿勢は否定的である。また、農業団体は内容と影響が不明であるとして態度を保留している。農業・食品部門が期待するのはチーズ、食肉、ワインのEUへの輸出拡大であり、またフードツーリズム(他国への安価な食料の買い出し)の解消により国内で国産品のシェアが回復する可能性もある(DFE & DFAE [2006a, p.2, 6])。

こうした事前協議の結果を受けて、06年6月28日にはEUとの予備的協議の実施が決定された(DFE & DFAE [2006b])。今後交渉が進んだ場合、合意は07年末以降(CF [2006a, p.75])の見込みである。

このFTAにおいては、これまで維持されてきたEUとの農産物価格差がどの程度縮小するか、とくに穀類、生鮮肉、牛乳といった第1次二国間協定で対象とされなかった重要品目に関する譲許(関税率と割当数量)の程度が最大の問題であろう。現在、生産者価格の格差は2倍程度、穀物では3倍程度である。EUと同等の水準まで価格を引き下げればその影響は甚大であり、逆に、第2次二国間交渉の農産加工品のように、価格差を温存する形となれば影響はその分少なくなる。将来的には、EU以外に対する国境保護措置の削減が想定されていることから、少なくとも現状の価格差をそのまま維持することは難しいであろう。他方、これまでの漸進的なEU対応の経緯や国民投票の可能性を考慮すれば、あまり急激な変化には至らない可能性もなくはない。また、EUへの輸出機会や、川上・川

下部門の効率化の程度、補償措置の内容も、農業部門への影響を左右するであろう。

影響は価格水準の低下だけではない。既に、第1次・第2次二国間協定により、チーズと砂糖については、CAPの価格水準引下げなど、EU市場からの影響が強まると予測されている(CF[2006a, pp.83-84, 95])。農産品FTAを締結すれば、他の品目についても同様の傾向となろう。また、農業者に対する短期間の補てんや離農支援も検討されており(DFE & DFAE[2006a, p.6])、「農業政策2011」(対象期間08~11年)よりもさらに踏み込んで構造変化が加速される可能性がある。

EUとの消費者価格の格差のうち、生産者価格の影響は2~3割に過ぎない(DFE & EFEA[2006a, p.4])。農業の競争条件を改善するには川上・川下部門の効率化が必要であるが、上記のとおり反発も出ている。第1次加工産業はすでに第1次・第2次二国間協定(チーズ、砂糖)、農業政策2011(酪農製品)で保護を削減されており、EUとの競争が強化されれば影響が大きいであろう。

(注18) オーストリアでは95年のEU加盟後、農業構造の変化は加速したものの、地域ごとの特化が進み対EU輸出が伸びた結果、05年には初めて農産物貿易が黒字となった。

(注19) 1972年の工業品FTAと第1次二国間協定については全体が、第2次二国間協定については一部が国民投票(リファレンダム)に付された(いずれも可決)。

5 今後の対EU関係

以上みてきたように、様々な局面でEC(EU)の存在がスイスの行動を規定している。EFTAはECに対抗して設立された組織であるが、EEA設立によってECと連携した。諸外国とのFTAにおける農業協定では、近年、EUに対する譲許水準を基本としている。農産品FTAによりEU市場からの影響が強まれば、WTO対応に関してもEUの交渉動向が重要となる。さらに、地理的にみても、EUの拡大により、現在のスイスはEU加盟国に二重三重に取り囲まれている。全体として、スイスの対外経済政策はおもな貿易相手であるEUへの対応が基礎となっており、その傾向はますます強まっていくであろう。それとともに、農業政策への影響も強まるであろう。

EUへの適応を突き詰めれば、EU加盟に行きつく。二度の国民投票による否決にもかかわらず、スイス連邦政府は将来的なEU加盟の可能性を否定していない。また、農産品FTAが締結されれば、農業分野におけるEU加盟の障害は大幅に減る可能性がある^(注20)。とはいえ、国民議会で国民党が第一党となったこともあり、短期的にはEU加盟は考えにくい。したがってスイス独自の農業政策も当面は存続が見込まれる。

05年10月26日に連邦評議会が定めた対欧州政策の基本原則において、EU加盟は長期的な選択肢の一つとされている。最近では、06年6月28日(農産品FTAの予備的協

議開始の決定と同じ日)に連邦評議会が欧州2006年報告を承認した。そのなかで、当面は現行の二国間協定を継続するものの、状況が変われば関税同盟ないし多国間協定(EEA型)や、テイラーメイドの統合あるいはEU加盟も検討するとしている(CF [2006b], FDFA & FDEA [2006])。

(注20) WTO対応の結果、多面的機能の重視や、面積に応じた直接支払いなど、EUとスイスの農業政策は似通った面が増えている(CF 2006b: p.119)。農産物の価格差は残された大きな相違の一つである。

まとめと考察

これまで、スイス農業のEUへの適応、とくに価格差の解消は、期日の限られたWTO対応と比べて遅れてきた。EU加盟が棚上げとなっている以上、当然の結果とも言える。しかしここに来て、チーズ貿易の完全自由化や農産品FTAの協議開始により、再びEUへの適応が優先課題として浮上している。とはいえ、たとえ川上・川下までの効率化を図ったとしても農業条件の不利の克服は困難と考えられる。そのため、農産物品目別の譲許の程度と、安全性や品質による国産品の差別化、チーズなど高付加価値品の輸出といった対応の成否が重要となろう。

現在、EUとの二国間協定、EFTA、その他諸外国とのFTAはいずれも、農産物を別扱いとしており、またほとんどの場合、農産加工品については原材料農産物の価格差を補てんする仕組みを持っている。EU

との農産品FTAは、そうした国境保護措置体系の一角を崩し、他の国・地域との貿易協定にも影響を与えられただけに、交渉の行方が注目される。

農産品FTAは、90年代から進められてきた農政改革をさらに進めるものとなる。EUへの適応が避けられないという共通認識のもと、これまでの改革と同様、スイスの「合意民主主義」に支えられた現実的な生き残り方策の提示と支援、そして国家による補償が、国内の調整を可能にしていると考えられる。

スイスはEU加盟、非加盟にかかわらず、さまざまな手段により柔軟なEU対応を目指している。その一方で、EU非加盟の不利益を回避するためのハーモナイゼーションは、加盟の障害を取り除くことでもある。加盟反対の国内世論に配慮して現実的な適応策を検討しつつ、将来的な加盟の可能性も確保しているといえよう。こうした動きを前提とすれば、中長期的にみて農業政策についてもEUへの適応が続くことは避けられないであろう。

<引用文献>

- ・関根照彦(2001)「スイスのEU接近政策と半直接民主制」、森田(編)(2001)、113~134頁
- ・田口晃(2001)「現代スイスの政党と選挙」、森田(編)(2001)、41~53頁
- ・平澤明彦(2007)「スイス農業政策の対外適応と国内調整 農政改革にかかる国民合意と96年の憲法改正」『農林金融』、14~26頁、6月
- ・森田安一(2001)「二一世紀への展望 二〇世紀後半のスイスの歴史」、森田(編)(2001)、15~38頁
- ・森田安一(編)(2001)『岐路に立つスイス』刀水書房、東京

- Conseil fédéral suisse (CF) (2006a) "Message concernant l'évolution future de la politique agricole (Politique agricole 2011)", mai.
- Conseil fédéral suisse (CF) (2006b) "Rapport Europe 2006", Version non-officielle, Sous réserve de modifications par les services juridiques et linguistiques de la Chancellerie fédérale, juin.
- Département fédéral de l'économie (DFE) & Département fédéral des affaires étrangères (DFAE) (2006a), "Fiche d'information: Libre-échange entre la Suisse et l'UE dans le secteur agroalimentaire", juin, Berne.
- Département fédéral de l'économie (DFE) & Département fédéral des affaires étrangères (DFAE) (2006b), "Libre-échange agricole entre la Suisse et l'UE - Un intérêt de principe ressort des premiers sondages", Communiqué de Presse, le 28 juin, Berne.
- EFTA (2003) "Brief guide to the Updated EFTA Convention", June.
- EFTA (2004) "EFTA & third country relations", June.

- EFTA (2007) "This is EFTA 2007."
- Federal Department of Foreign Affairs (FDFA) & Federal Department of Economic Affairs (FDEA) (2006), "Information file on the Europe 2006 Report," unofficial translation, June.
- Integration Office DFA/DEA (IO) (2005a) "Bilateral Agreements | Switzerland-European Union of 1999: Fact sheets", Edition 2, October, Bern.
- Integration Office DFA/DEA (IO) (2005b) "The second series of bilateral agreements Switzerland - European Union: Fact sheets," June, Bern.

- 連邦経済事務局Webサイト
(<http://www.seco.admin.ch/>)
- 連邦経済省Webサイト
(<http://www.evd.admin.ch/>)
- 連邦議会Webサイト
(<http://www.parlament.ch/>)
- EFTA事務局Webサイト
(<http://secretariat.efta.int/>)

(主任研究員 平澤明彦・ひらさわあきひこ)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2006

A4判, 194頁
 頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか, 農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお, CD-ROM版をご希望の方には, 有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03(3243)7318
 FAX 03(3270)2658

発行...農林中央金庫
 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部
 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580
 FAX 03(5295)1916

発行 2006年12月